

# 利用料金

# 特別養護老人ホーム

## 1. 介護サービス費 (1日あたり)

要介護3	要介護4	要介護5
793円	862円	929円

## 2. 加算等

入居者全員に算定する加算  
(1日あたり)

精神科医療養指導加算	5円
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12円
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20円
日常生活継続支援加算Ⅱ	46円
看護体制加算(Ⅰ)	6円
看護体制加算(Ⅱ)	13円
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	27円
栄養マネジメント強化加算	11円
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50円

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	8.3%上乗せ
介護職員等特定処遇改善加算	2.7%上乗せ
ベースアップ等支援加算	1.6%上乗せ

## 3. 居住費・食費

入居者負担段階	対象者	居住費	食費	負担合計
第1段階	市町村民税世帯非課税及び老齢福祉年金を受給している方	820円	300円	1,120円
第2段階	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入合計と合計所得金額の合計が80万円以下の方	820円	390円	1,210円
第3段階	市町村民税世帯非課税であって、第2段階に該当しない方	1,310円	650円	1,960円
第3-1段階	市町村民税世帯非課税であって、課税年金収入合計と合計所得金額の合計が120万以上の方	1,310円	1,360円	2,670円
第4段階以上	市町村民税課税世帯	2,006円	1,380円	3,386円

※上記の利用者負担段階に該当するためには市町村からの「介護保険負担限度額認定証」が必要です。

その場合、介護報酬の全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。

その場合、介護報酬の全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。